

2014年11月14日

日本経営倫理学会

会長 高橋 浩夫

1 2月度研究交流例会開催の件

1 2月度研究交流例会を下記の要領により開催いたしますので是非ご参加ください。
今回は横浜国立大学経営学部教授の三戸浩先生と当学会理事で監査ガバナンス研究部会部
会長の今井祐氏による報告を予定しております。両報告を中心に、幅広い意見交換を通し
て問題意識を共有できればと存じます。各位の積極的なご参加を期待します。

記

1) 日 時 平成 26 (2014) 年 12 月 13 日 (土) 午後 14 時より午後 17 時

2) 場 所 経営倫理実践研究センター (BERC) セミナー室

3) テーマおよび報告者

①14 時 00 分～15 時 20 分

「コーポレート・ガバナンス論を企業権力論の観点から考える」

報告：三戸 浩 氏 (横浜国立大学経営学部 教授)

②15 時 30 分～16 時 50 分

「企業統治改革元年 “日本版スチュワードシップ・コード&日本版コーポレート・ガバ
ナンス・コード”による規律」

報告：今井 祐 氏 (当学会理事・監査ガバナンス研究部会部会長)

報告概要

*報告①：三戸 浩 (みと ひろし) 氏

コーポレート・ガバナンス論の前身たる会社支配論は、「会社は誰のものか？」ではなく「誰
が支配しているか？」を巡って論争され、また個別企業を問題していたのではなく、現代
資本主義(体制)を問うものであった。そして、「経営者支配」の位置づけ・意味づけに企業
統治論と大きな違いがあった。企業統治論の嚆矢たるバーリ&ミーンズの議論を確認した
上で、1970,80 年代の日本における論争を整理し、企業統治論を企業権力論の系譜におい
てCSR、ステークホルダー論などとの関連で考えてみたい。

*報告②：今井 祐 (いまい たすく) 氏

2014 年は、我が国において企業統治改革元年といわれる。改正会社法に加え、「日本版ス
チュワードシップ・コード」が世界の 8 番目として、金融庁により設定され、機関投資家は
企業に対して建設的な「目的ある対話」を進め、企業の持続的成長を促進させなければなら
ない責務を負った。これを受ける企業向けの「日本版コーポレート・ガバナンス・コー

ド」の設定に関わる有識者会議が現在頻繁に開かれている。これには①経営理念・経営倫理に関して経営陣のリーダーシップによる全社末端までの「制度化」や②ISO26000 の導入、③ステークホルダーへの全社上げての対応④株式持合い制限（奥村等先行研究あり）などの経営上の基本的事項が当然盛り込まれ実行されることが「経営者支配の正当性」を高めることになると考える。

4) 参加費 正会員：2,000 円 学生：1,000 円（当日、例会会場にて申し受けます）

5) その他 ご出欠の確認を致したく、参加申込用紙（裏面）に必要事項をご記入の上

12月11日(木)迄に Fax→Form down load  または E-mail にてご返信ください。

以上